

館蔵《鉄 天命「極楽律寺」銘尾垂釜》の銘文について

児島大輔

はじめに

重要文化財《鉄 天命「極楽律寺」銘尾垂釜》は当館を代表する金工品のひとつで、その銘が古天命（天明）としての価値を高めている。ところが、銘文の釈読については訂正を要すると思われるため、ここに報告し釈読案を提示することとしたい。

1. 作品概要

まず、本品（図1）の概要を記しておこう。口造りは垂直に立ち上がる甑口、胴は撫肩につくり、肩部に銘を陽鑄し、後補と思われる鬼面の鑲付を鑄掛ける。底部は打ち落として尾垂とし、替底をおこなう。鑄肌は天命特有の荒れた岩肌で、底部の荒れは比較的小となしい。銅製の蓋は後補。法量は高一七・五、口径一五・〇、胴径二六・八センチを測る。二重箱に納め、内箱蓋表面に銀泥銘「極楽律寺釜」を記す（図2）。昭和五十年（一九七五）中島小一郎氏によって当館へ寄贈された。それ以前の伝来は不詳。昭和二四年（一九四九）重要文化財指定。



図1 鉄 天命極楽律寺銘尾垂釜 南北朝時代・文和元年（1352）



図2 同 内箱箱書

銘は陽鑄で、肩部に右から左へ一行にあらわす。正面の銘を「極楽律

寺総維坊」、鑲付を挟んで背面の銘を「文和元(壬辰)

臘月日」とこれまでは読んできた。

この銘が本稿の主題であるが詳細は後述することとしたい。文和元年は西暦一三五二年にあたる。

荒れた鑄肌から天命釜と判断され、そうであれば在銘最古例として貴重であるだけでなく、天命鑄物の在銘作としても元亨元年(一二三二)銘を持つ千葉・日本寺銅鐘と元徳二

年(一二三〇)銘を持つ茨城・長勝寺銅鐘とに次ぐ古例である。これらの銅鐘はいずれも甲斐権守卜部助光なる鑄物師の名を記すが、本釜の作者は知られない^①。

極楽律寺で湯釜あるいは炊飯釜として用いたものを、後世おそらくは桃山から江戸時代初期に底部を打ち欠き落として替底をおこなひ、現状の尾垂釜として茶の湯に供したものである^②。同時期に鬼面の鑲付を鑄かけたものと考えられる(図3)。

2. 銘文について

さて、銘について検討しよう。正面冒頭の「極楽律寺」については異論ない(図4)。この寺についてはこれまで良観房忍性開山の鎌倉・極楽寺が想定されてきたが、根拠はない。同じく忍性によって律院とされた今は廃寺の三村山極楽寺を考慮する必要がある。筑波山麓の同寺は平安時代末期に当地を領した八田知家によって創建されたと伝わる。知家は下野の名族・宇都宮氏出身で、宇都宮朝綱の実弟である。当地と天明(天命)すなわち栃木県佐野市とは現在の国道五〇号、近世の結城海道で結ばれる。約六五キロ、一六里半の距離は二日の行程である。血縁から見ても地理的にも三村山極楽寺は下野・天命とは縁が深い。このように銘の「極楽律寺」が筑波の極楽寺であつても不思議はない。これまでほとんど無条件に鎌倉・極楽寺だけを想定してきたが、ここに対案を提示しておきたい。現状では確証を欠き、いずれとも決しがたい。

次の五文字目の一字(図5)が問題で、先述の通り、当館では「總」すなわち「総」と読んできた経緯がある^③。糸偏であることは次の「維」と読める字(図6)と同形の偏であることから明らかで、旁は横

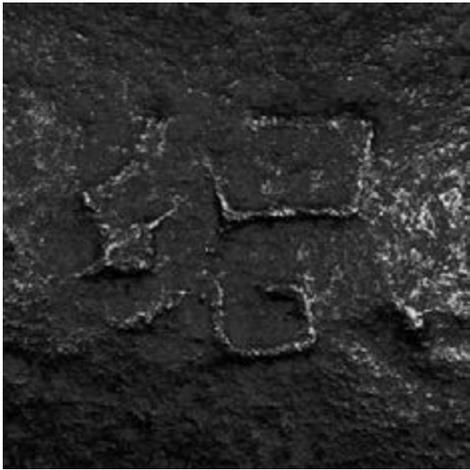


図5 同 部分「綱」



図6 同 肩部正面陽鑄銘「寺綱維坊」



図4 同 肩部正面陽鑄銘「極楽律寺」

目（あみがしら）に「止」字に読める。「心」と読むのは苦しい。心字の一画目のように見える点は、糸偏の三画目である。「罍」は岡の異体字で、糸偏に罍は綱と読み、中近世の崩し字としても違和感はない。したがって、ここは「綱」、「綱維坊」と読むべきであろう。⁽⁴⁾ 綱維とは綱の

大なるものを言い、綱領・大綱のような物事の太筋を指す。また、寺院においては僧を監督し事務を執りきる三綱、すなわち上座・寺主・都維那のことを指し、狭義には都維那（維那）のことを特に言う。転じて役僧の総称でもある。したがって、銘に言う「綱維坊」とは役僧が住まう坊もしくは役僧自身を指すのであろう。今のところ、いずれの極楽寺にも綱維坊の存在を明らかにする史料等を見出し得ない。⁽⁵⁾

ところが、奈良・西大寺や神奈川・称名寺には綱維坊（房）の存在したことが知られる。また、都維那坊や三綱坊のように同様の役割を果たしたと思われる坊（房）の存在も散見される。奈良・西大寺所蔵絹本着色大智律師像の軸裏に見られる文安四年（一四四七）の修理銘には「綱維秀□（如）」の署名がある。⁽⁶⁾ このように、西大寺文書には「綱維」職にある僧の位署書のほか、「綱維御房」を宛所とする文書が多数見られる。また、金沢文庫所蔵「菩薩戒本宗要枢鏡文集」裏文書は「戒律院綱維御房」を宛所としており、⁽⁷⁾ 称名寺戒律院に綱維坊が存在したことが知られる。以上のように、すべてではないが、「綱維」は西大寺や称名寺戒律院にかかわる史料に偏在する。このことは故無きことではないだろう。綱維坊は律院にこそふさわしい坊名と言える。これに対して総維なる語は意味が取れないだけでなく、坊名としても諸書に見当たらない。総維坊ではなく綱維坊と読むべきことは、字形だけでなく意味内容からも首肯されよう。⁽⁸⁾

背面の銘は「文和元」までは問題なく読める。次の文字は「壬辰」を左から書いて一文字に見える割注風の表現となる。文和元年（一三五二）の干支は壬辰である。末尾は「臘月日」と読んで問題ない

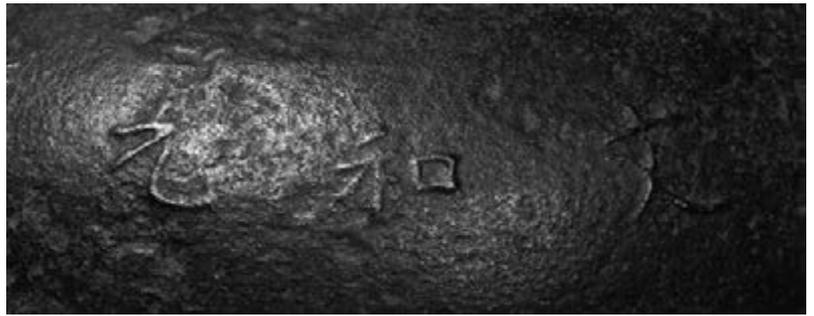


図7 同肩部背面陽鑄銘「文和元」



図8 同肩部背面陽鑄銘「辰壬臘月日」

だろう。臘月は師走十二月のことである。

4. まとめ

以上のように、本釜の銘は「極楽律寺綱維坊／文和元（壬辰）臘月日」と読むべきである。

在銘の古天命のうち最古例であることに変わりはなく、本品の価値は揺るがないが、ここに訂正し報告する次第である。このことについては、二〇一八年度当館コレクション展「鉄…クロガネの美」

に展示した際の解説ですでに触れているほか、二〇一六年にMIHOMUSEUMで開催された特別展『極み 大茶の湯釜展―茶席の主』に出品した際、上記の釈読案を提供し、同展図録には「極楽律寺綱維坊」として掲載していただいている⁹⁾。本来であれば極楽寺綱維坊についてなにかを明らかにしたうえで公表すべきと考えていたが、筆者の怠惰の故にまだ結論を得るに至っていない。ひとまず銘の釈読案をここに提示する所以である。

【註】

- (1) 鈴木友也「茶湯釜」『日本の美術』八九、至文堂、一九七三年。
- (2) 中野俊雄「茶の湯釜と鉄瓶の歴史と替底方法」『鑄造工学』七七(二)、日本鑄造工学会、二〇〇五年。
- (3) 『大阪市立美術館蔵品選集』一九八六年、二七二頁。『大阪市立美術館所蔵作品選』二〇〇六年、二二四頁。
- (4) 保坂三郎・細見良・加藤主幹「新重要文化財指定の古芦屋釜」(『日本美術工芸』二一九、一九五六年)では「綱維坊」と読んでいる。
- (5) 『生誕800年記念特別展 忍性―救済に捧げた生涯―』奈良国立博物館、二〇一六年。
- (6) 平田寛「大智律師像」『奈良六大寺大観十四 西大寺全』岩波書店、一九七三年、九三頁。
- (7) 嘉暦二年「西大寺衆僧等連署定文」綱維源嘗の位署書など西大寺文書に散見される。東京大学史料編纂所データベース参照。
- (8) 『鎌倉遺文』三六、二四七頁、No.二八一〇八。ほかにも称名寺聖教文書に散見される。永井晋「称名寺所蔵『聖天五』紙背文書について」『東京大学史料編纂所研究紀要』二四、二〇一四年ほか。
- (9) 原田一敏監修・MIHOMUSEUM企画・編集『極 茶の湯釜―茶席の主―』淡交社、二〇一六年。

【付記】 本稿はJSPS科研費一八K〇〇二〇二の研究成果の一部を含む。